

改正する。

(申告及び納付等)

第十二条 省 略

2 たばこ特別税及びたばこ税の納付があつたときは、その納付に係る金額については、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定めるたばこ特別税及びたばこ税の納付があつたものとする。

一・二 省 略

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の三十六に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百六十四に相当する税額のたばこ税

(延滞税)

第十四条 省 略

2 省 略

3 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の百八」とあるのは「千分の三十六」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百六十四」とする。

4 省 略

(租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部改正)

第四百十一条 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・三 省 略

四 法人税申告書 法人税法第七十四条第一項、第八十九条（同法第四十五条の五において準用する場合を含む。）並びに第四百四十四条の六第一項及び第二項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告書を含む。）をいう。

(申告及び納付等)

第十二条 同 上

2 同 上

一・二 同 上

三 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこ 千分の三十八に相当する税額のたばこ特別税及び千分の九百六十二に相当する税額のたばこ税

(延滞税)

第十四条 同 上

2 同 上

3 租税特別措置法第八十八条の二第一項の規定の適用を受ける製造たばこに係る第一項の規定の適用については、同項中「千分の百八」とあるのは「千分の三十八」と、「千分の八百九十二」とあるのは「千分の九百六十二」とする。

4 同 上

(定義)

第二条 同 上

一・三 同 上

四 法人税申告書 法人税法第七十四条第一項、第八十一条の二十二第一項、第八十九条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）並びに第四百四十四条の六第一項及び第二項の規定による申告書（当該申告書に係る国税通則法第十八条第二項に規定する期限後申告

五 省 略

六 省 略

七 適用額明細書 法人税申告書を提出する法人が、当該法人税申告書に係る事業年度において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額その他の法人税関係特別措置の適用の状況の透明化を図るために必要な事項として財務省令で定める事項を記載した一覧表をいう。

八 省 略

2 省 略

3 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の二第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律の規定を適用する。

(適用額明細書の提出義務)

第三条 法人税申告書を提出する法人で、当該法人税申告書に係る事業年度において法人税関係特別措置（税額又は所得の金額を減少させる規定その他の政令で定める規定によるものに限る。以下第五条までにおいて同じ。）の適用を受けようとするものは、当該法人税関係特別措置につき記載した適用額明細書を当該法人税申告書に添付しなければならない。

2 前項の規定による適用額明細書を添付せず、又は虚偽の記載をした適用額明細書を添付して法人税申告書を提出した法人については、当該法人税申告書に係る事業年度において適用を受けようとする法人税関係特別措置の適用は、ないものとする。

3 省 略

4 法人税法第七十五条の四第二項に規定する特定法人である法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合における租税特別措置法第六十八条の四の規定により読み替えて適用される法人税法第二編第一章第三節第二款の二の規定の適用については、同条の規定により読み替えて適用される同法第七十五条の四第一項中「定める規定」とあるのは「定める規

書を含む。）をいう。

五 同 上

六 連結事業年度 法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。

七 同 上

八 適用額明細書 法人税申告書を提出する法人が、当該法人税申告書に係る事業年度又は連結事業年度において適用を受ける各法人税関係特別措置の内容、適用額その他の法人税関係特別措置の適用の状況の透明化を図るために必要な事項として財務省令で定める事項を記載した一覧表をいう。

九 同 上

2 同 上

3 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の法人税法第四条の六第一項に規定する信託資産等及び固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律の規定を適用する。

(適用額明細書の提出義務)

第三条 法人税申告書を提出する法人で、当該法人税申告書に係る事業年度又は連結事業年度において法人税関係特別措置（税額又は所得の金額を減少させる規定その他の政令で定める規定によるものに限る。以下第五条までにおいて同じ。）の適用を受けようとするものは、当該法人税関係特別措置につき記載した適用額明細書を当該法人税申告書に添付しなければならない。

2 前項の規定による適用額明細書を添付せず、又は虚偽の記載をした適用額明細書を添付して法人税申告書を提出した法人については、当該法人税申告書に係る事業年度又は連結事業年度において適用を受けようとする法人税関係特別措置の適用は、ないものとする。

3 同 上

4 法人税法第七十五条の三第二項に規定する特定法人又は同法第八十一条の二十四の二第二項に規定する特定法人である法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合における租税特別措置法第六十八条の四の規定により読み替えて適用される法人税法第二編第一章第三節第二款の二又は租税特別措置法第六十八条の百十二の規定により読み替えて適用され

定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第三条第一項（適用額明細書の提出義務）の規定」と、同条第三項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の規定」とする。

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第百四十二条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
省 略	省 略	省 略	省 略
租税特別措置法	省 略	省 略	省 略
第六十六條の七第五項、第一号、第一号、第	第六十六條の七第五項、法人税	復興特別所得税の額（附帯税の額を除く。）	（附帯税の額を除く。）、法人税

る同編第一章の二第三節第二款の二の規定の適用については、同法第六十八條の四の規定により読み替えて適用される法人税法第七十五條の三第一項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第三条第一項（適用額明細書の提出義務）の規定」と、同条第三項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の規定」と、租税特別措置法第六十八條の百十二の規定により読み替えて適用される法人税法第八十一條の二十四の二第一項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第一項（適用額明細書の提出義務）の規定」と、同条第三項中「定める規定」とあるのは「定める規定、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の規定」とする。

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条 同 上

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
同 上	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上
第六十六條の七第四項、第一号、第	第六十六條の七第四項、同 上	同 上	同 上

法の特例等及び地方税法		租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法		（昭和三十三年法律第百四十四号）		所得税等の非課税等に關する法律		外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に關する法律		省略				
第三條の三第一項		省略	省略			第十八條第一項		省略	省略	省略	省略	六十六條の九の三第四項第一号、第六十八條の九十一第四項第一号及び第六十八條の九十三の三第四項第一号		
租税特別措置法		省略	省略	省略			租税特別措置法		省略	省略	省略			
平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に発行された租税特別措置法		省略	省略	省略			平成二十五年一月一日から令和十九年十二月三十一日までの間に発行された租税特別措置法		省略	省略	省略			

同上		同上		同上		同上			
同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上	同上	六十六條の九の三第四項第一号、第六十八條の九十一第四項第一号及び第六十八條の九十三の三第四項第一号
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に発行された租税特別措置法	同上	同上	同上	同上	平成二十五年一月一日から平成四十九年十二月三十一日までの間に発行された租税特別措置法	同上	同上	同上	

に關する法律（昭和四十四年法律第四十六号）			国税通則法						内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）					
	省 略	省 略	省 略	第七十条第五項第三号	省 略	項	第六條第一		第六條第二項第一号	項	第六條第三	項	第六條第四項第一号	第六條第六
	省 略	省 略	省 略	所得税（当該所得税	省 略		所得税（		国外財産に係る所得税		国外財産に係る所得税		所得税	国外財産に係る
法	省 略	省 略	省 略	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（これらの税	省 略		所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（		国外財産に係る所得税等		所得税及び復興特別所得税		所得税及び復興特別所得税	国外財産に係る所得税等

同上										内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）									
		同上		第七十条第四項第三号		同上		第六條第一項				第六條第二項		第六條第三項第一号		第六條第四項		第六條の三第一項	
		同上		同上		同上		所得税（		所得税		所得税		所得税		所得税		所得税（	
置法		同上		同上		同上		所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税（		所得税等		所得税等		所得税及び復興特別所得税		所得税等		所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税	

省 略				項及び第七
省 略	第六條の三 第二項	第六條の三 第一項	所得稅	所得稅
省 略	財產債務に係る 所得稅	財產債務に係る 所得稅	所得稅及び当該所得稅 に係る復興特別所得稅	等
省 略	等	等	等	等

2
13 省 略

(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)

第六十三條 省 略

2・3 省 略

4 前項の場合において、国税通則法第七十條第五項、第七十一條及び第七十二條の規定の適用については、同項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三條第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、同項第二号中「又は第三項」とあるのは「若しくは第三項又は特別措置法第六十三條第三項」と、同法第七十一條第一項中「日が前条」とあるのは「日が前条又は特別措置法第六十三條第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「同条」とあるのは「前条及び同項」と、同法第四号口中「前条」とあるのは「前条又は特別措置法第六十三條第三項」と、同法第七十二條第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日とし、特別措置法第六十三條第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」の規定による更正若しくは決定又は賦課

同 上				
同 上	第六條の三 第二項	所得稅	所得稅	
同 上		所得稅等	所得稅等	
同 上				

2
13 同 上

(復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等)

第六十三條 同 上

2・3 同 上

4 前項の場合において、国税通則法第七十條第四項、第七十一條及び第七十二條の規定の適用については、同項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項若しくは前項又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三條第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、同項第二号中「前二項」とあるのは「前二項又は特別措置法第六十三條第三項」と、同法第七十一條第一項中「が前条」とあるのは「が前条又は特別措置法第六十三條第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」と、同法第七十二條第一項中「あつた日」とあるのは「あつた日とし、特別措置法第六十三條第三項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」の規定による更正若しくは決定又は賦課決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とす

決定により納付すべきものについては、同項に規定する更正又は決定があつた日」とする。

5 7 省 略

8 更正決定等で次の各号に掲げるものは、国税通則法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ。この場合において、同条第三項及び第五項並びに同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第三項中「の規定により」とあるのは「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三条第八項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同条第八項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は特別措置法第六十三条第八項」と、同法第七十一条第一項中「日が前条」とあるのは「日が前条及び特別措置法第六十三条第八項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「同条」とあるのは「前条及び同項」と、同項第四号ロ中「前条」とあるのは「前条及び特別措置法第六十三条第八項」とする。

一・二 省 略

9 省 略

10 第八項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき復興特別法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは「（特別措置法第六十三条第八項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」と、「第七十条第三項」とあるのは「特別措置法第六十三条第八項の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

11 16 省 略

第百四十三条 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を次のように改正する。

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

る。

5 7 同 上

8 更正決定等で次の各号に掲げるものは、国税通則法第七十条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ。この場合において、同条第三項及び第四項並びに同法第七十一条第一項の規定の適用については、同法第七十条第三項中「前二項の規定により」とあるのは「前二項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第六十三条第八項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により」と、「前二項」とあるのは「前二項及び同条第八項」と、同条第四項中「第一項又は前項」とあるのは「第一項、前項又は特別措置法第六十三条第八項」と、同法第七十一条第一項中「が前条」とあるのは「が前条及び特別措置法第六十三条第八項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」とする。

一・二 同 上

9 同 上

10 第八項の規定により読み替えて適用される国税通則法第七十条第三項の規定による更正又は賦課決定により納付すべき復興特別法人税に係る同法第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「第七十条第三項」とあるのは「（特別措置法第六十三条第八項（復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される第七十条第三項」とする。

11 16 同 上

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）

第三十三条 同上

同上	同上	同上						同上	同上	第一欄
第八十一條の八の二第二項	同上	同上	同上	第三十三條第四項第一号	第六十八條第九十一條第四項第一号及び第六十八條の九十二條第三十四項第一号	第六十六條第七第五項第一号、第六十六條の九の三第四項第一号、	同上	同上	同上	第二欄
所得税の額	同上	同上	同上	同上			同上	同上	同上	第三欄
別所得税の額 所得税の額及び復興特別所得税の額	同上	同上	同上	同上			同上	同上	同上	第四欄

		地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）			
		第十二条の二第二項		省略	省略
第十二条の二第四項				省略	省略
同法	法人税法	つき同法	法人税法	省略	省略
特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	つき法人税法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	省略	省略

		同上			
第十二条の二第五項		第十二条の二第三項		同上	第八十一条の十五の二第一項
同上	同上	つき同法	法人税法	同上	所得税の額
同上	同上	つき法人税法	特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法人税法	同上	所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額

省略	省略	省略	省略
----	----	----	----

2 法人の各事業年度（第四十条第十一号に規定する事業年度をいい、課税事業年度（第四十五条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）において第十号第四号イ及びロに掲げる所得（外国法人にあつては、法人税法第四百四十一条各号に掲げる外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）に応じ当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）で第十号第五号イ及びロに掲げる所得とする。）につきこの章の規定により課される復興特別所得税の額がある場合には、当該法人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度における当該復興特別所得税の額は、当該各事業年度における当該所得に係る同法第六十八条第一項（同法第四百四十四条において準用する場合を含む。）に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該復興特別所得税の額に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 13 省略

（租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律の一部改正）
 第四百四十四条 租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

附 則

第十二条 省略
 （農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例等に関する経過措置）

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十一条の九第一項の規定の適用を受けていた個人又は昭和六十年十二月三十一

同上	同上	同上	同上
----	----	----	----

2 法人の各事業年度（第四十条第十一号に規定する事業年度をいい、課税事業年度（第四十五条に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）又は各連結事業年度（第四十条第十二号に規定する連結事業年度をいい、課税事業年度又は第四十九条第三項の規定の適用がある同項に規定する連結事業年度を除く。以下この項において同じ。）において第十号第四号イ及びロに掲げる所得（外国法人にあつては、法人税法第四百四十一条各号に掲げる外国法人の区分（同条第一号に掲げる外国法人にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得の区分）に応じ当該各号に定める国内源泉所得（同条第一号に定める国内源泉所得にあつては同号イ又はロに掲げる国内源泉所得）で第十号第五号イ及びロに掲げる所得とする。）につきこの章の規定により課される復興特別所得税の額がある場合には、当該法人に対する同法の規定の適用については、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該復興特別所得税の額は、当該各事業年度又は各連結事業年度における当該所得に係る同法第六十八条第一項（同法第四百四十四条において準用する場合を含む。）又は第八十一条の十四第一項に規定する所得税の額とみなす。この場合において、当該復興特別所得税の額に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3 13 同上

附 則

第十二条 同上
 （農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例等に関する経過措置）

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第四十一条の九第一項の規定の適用を受けていた個人又は昭和六十年十二月三十一

日までに同項に規定する農地等を旧農業生産法人に出資した個人（施行日前に当該出資をした日の属する年分の所得税法第百二十条第一項の規定による申告書を提出した者を除く。）が死亡した場合においては、旧法第四十一条の十の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条の見出し及び同条第一項第一号中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第二項中「の額が五十万円以下」とあるのは「につき、その額が百万円以下である場合又はその延納の期間が三月以下」と、同条第七項中「割合」とあるのは「割合（各年の所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）第十五条の規定による改正後の租税特別措置法第九十三条第二項に規定する利子税特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税特例基準割合）」とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第四百四十五条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の一部を次のように改正する。

附 則

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第十七条 省 略

2 新法第三十九条の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条第一項に規定する代替建物の新築又は取得をした場合において、当該期間内に受けたその所有権の保存若しくは移転又は同条第二項に規定する当該代替建物を目的とする抵当権の設定の登記（この法律による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第四項及び附則第十九条において「旧法」という。）第三十九条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る登録免許税について準用する。この場合において、新法第三十九条第一項中「については、財務省令で定めるところによりこの法律の施行の日の翌日から令和三年三月三十一日までの間（当該対象区域内に所在していた滅失建物等の代替建物の所有権の保存又は移転の登記にあつ

日までに同項に規定する農地等を旧農業生産法人に出資した個人（施行日前に当該出資をした日の属する年分の所得税法第百二十条第一項の規定による申告書を提出した者を除く。）が死亡した場合においては、旧法第四十一条の十の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条の見出し及び同条第一項第一号中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第二項中「の額が五十万円以下」とあるのは「につき、その額が百万円以下である場合又はその延納の期間が三月以下」と、同条第七項中「割合」とあるのは「割合（各年の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法第九十三条第二項に規定する特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合）」とする。

附 則

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第十七条 同 上

2 新法第三十九条の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条第一項に規定する代替建物の新築又は取得をした場合において、当該期間内に受けたその所有権の保存若しくは移転又は同条第二項に規定する当該代替建物を目的とする抵当権の設定の登記（この法律による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第四項及び附則第十九条において「旧法」という。）第三十九条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る登録免許税について準用する。この場合において、新法第三十九条第一項中「については、財務省令で定めるところによりこの法律の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間（当該対象区域内に所在していた滅失建物等の代替建物の所有権の保存又は移転の登記に

ては、当該代替建物の新築又は取得後一年以内）に受けるものに限る」とあるのは「のうち平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行の日までの間に受けたものについては」と、同条第二項中「受ける」とあるのは「受けた」と、「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

3 省 略

4 新法第四十条の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条第一項に規定する被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得をした場合において、当該期間内に受けたその所有権の移転若しくは地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転又は同条第二項に規定する当該土地を目的とする抵当権の設定の登記（旧法第四十条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る登録免許税について準用する。この場合において、新法第四十条第一項中「については、財務省令で定めるところによりこの法律の施行の日の翌日から令和三年三月三十一日までの間（同条第一項の対象区域内に所在していた滅失建物等の被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記にあつては、当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得後一年以内）に受けるもの限り」とあるのは「のうち平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行の日までの間に受けたものについては」と、同条第二項中「受ける」とあるのは「受けた」と、「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

5 省 略

6 新法第四十条の二の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条第一項に規定する被災農用地に代わるものとして農用地の取得をした場合において、当該期間内に受けたその所有権の移転又は同条第二項に規定する当該農用地を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について準用する。この場合において、同条第一項中「については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（

あつては、当該代替建物の新築又は取得後一年以内）に受けるもの限り」とあるのは「のうち平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行の日までの間に受けたものについては」と、同条第二項中「受ける」とあるのは「受けた」と、「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

3 同 上

4 新法第四十条の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条第一項に規定する被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得をした場合において、当該期間内に受けたその所有権の移転若しくは地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転又は同条第二項に規定する当該土地を目的とする抵当権の設定の登記（旧法第四十条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。）に係る登録免許税について準用する。この場合において、新法第四十条第一項中「については、財務省令で定めるところによりこの法律の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間（同条第一項の対象区域内に所在していた滅失建物等の被災代替建物の敷地の用に供される土地の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定若しくは移転の登記にあつては、当該土地の所有権又は地上権若しくは賃借権の取得後一年以内）に受けるもの限り」とあるのは「のうち平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十九号）の施行の日までの間に受けたものについては」と、同条第二項中「受ける」とあるのは「受けた」と、「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

5 同 上

6 新法第四十条の二の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条第一項に規定する被災農用地に代わるものとして農用地の取得をした場合において、当該期間内に受けたその所有権の移転又は同条第二項に規定する当該農用地を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について準用する。この場合において、同条第一項中「については、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（

平成二十三年法律第百十九号)の施行の日の翌日から令和三年三月三十一日までの間(当該対象区域内に所在していた被災農用地に代わる農用地の所有権の移転の登記にあっては、当該農用地の取得後一年以内)に受けるものに限りとあるのは「のうち平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十九号)の施行の日までの間に受けたものについては」と、同条第二項中「受ける」とあるのは「受けた」と、「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

7 省 略

8 新法第四十一条の三の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条各号に掲げる場合において当該各号に定める事項について受けた登記に係る登録免許税について準用する。この場合において、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十九号)の施行の日の翌日から令和三年三月三十一日まで」とあるのは「平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十九号)の施行の日まで」と、「財務省令で定めるところにより登記を受ける」とあるのは「登記を受けた」と、同条第一号イ中「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第百四十六条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 省 略

平成二十三年法律第百十九号)の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日までの間(当該対象区域内に所在していた被災農用地に代わる農用地の所有権の移転の登記にあっては、当該農用地の取得後一年以内)に受けるものに限りとあるのは「のうち平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十九号)の施行の日までの間に受けたものについては」と、同条第二項中「受ける」とあるのは「受けた」と、「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

7 同 上

8 新法第四十一条の三の規定は、被災者等が平成二十三年三月十一日から施行日までの間に同条各号に掲げる場合において当該各号に定める事項について受けた登記に係る登録免許税について準用する。この場合において、同条中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十九号)の施行の日の翌日から平成三十三年三月三十一日まで」とあるのは「平成二十三年三月十一日から東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十九号)の施行の日まで」と、「財務省令で定めるところにより登記を受ける」とあるのは「登記を受けた」と、同条第一号イ中「行われる」とあるのは「行われた」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 同 上

一 同 上

二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の三までの規定 令和
元年十月一日

（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法（次条及び附則第十六条の三において「元年新消費税法」という。）の規定は、附則第一条第二号に定める日（以下附則第十六条の三までにおいて「一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等、国内において事業者が行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置）

第十六条 附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に元年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は元年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなった場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び附則第十六条の三において同じ。）を行う場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は消費税法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行った課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行った課税仕入れにつき一部施行日以後に元年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行った課税仕入れに係る棚卸資

二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の三までの規定 平成
三十一年十月一日

（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則）

第十五条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の消費税法（次条及び附則第十六条の三において「三十一年新消費税法」という。）の規定は、附則第一条第二号に定める日（以下附則第十六条の三までにおいて「一部施行日」という。）以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等、国内において事業者が行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

（第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置）

第十六条 附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に三十一年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は三十一年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなった場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び附則第十六条の三において同じ。）を行う場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は消費税法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同条第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行った課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行った課税仕入れにつき一部施行日以後に三十一年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行った課税仕入れ

産又は保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間）にあつては、その末日が一部施行日以後である当該みなし課税期間）において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れが行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第三条			附則第五条第一項				附則第五条第二項		
省略	省略	省略	省略	省略	省略	旧消費税法	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	元新旧消費税法	省略	省略	省略
新消費税法	省略	第三条の規定による改正後の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「元年新消費税法」という。）	省略	省略	省略	元新旧消費税法	省略	省略	省略

に係る棚卸資産又は保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間（みなし課税期間）にあつては、その末日が一部施行日以後である当該みなし課税期間）において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れが行われた場合における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上			同上				同上		
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	三十一新旧消費税法	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	三十一新旧消費税法（以下附則第十四条までにおいて「三十一年新消費税法」という。）	同上	同上	同上

附則第七条第一項			附則第五条第四項及び第五項				附則第五条第三項								
旧消費税法	省略	省略	省略	旧消費税法	省略	省略	旧消費税法	省略	省略	省略	省略	旧消費税法	省略	省略	平成二十六年四月三十日
元年旧消費税法	省略	省略	省略	元年旧消費税法	省略	省略	元年旧消費税法	省略	省略	省略	省略	元年旧消費税法	省略	省略	令和元年十月三十一日

同上			同上				同上								
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
三十一年旧消費税法	同上	同上	同上	三十一年旧消費税法	同上	同上	三十一年旧消費税法	同上	同上	同上	同上	三十一年旧消費税法	同上	同上	平成三十一年十月三十一日

附則第八条第一項				附則第八条第三項及び第九条			附則第十条第一項、第十一条及び第十二条			附則第十三条第二項	
省略	省略	省略	省略	旧消費税法	省略	省略	新消費税法	省略	省略	規定する税率	省略
省略	省略	省略	省略	元年旧消費税法	省略	省略	元年新消費税法	省略	省略	規定する税率又は附則第十五条から第十六条の三までの規定により元年旧消費税法第二十九条に規定する税率	省略

同上				同上			同上			同上	
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	三十一年新消費税法	三十一年新消費税法	同上	同上	三十一年旧消費税法	同上	同上	規定する税率又は附則第十五条から第十六条の三までの規定により三十一年旧消費税法第二十九条に規定する税率

附則第五條第六項の規定は前項において読み替えて準用する同条第一

附則第五條第六項の規定は前項において読み替へて準用する同条第項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定（以下この項において「経過措置規定」という。）の適用を受ける課税資産の譲渡等（以下この項において「経過措置譲渡等」という。）又は経過措置規定の適用を受ける特定課税仕入れ（以下この項において「経過措置特定課税仕入れ」という。）に係る三十一年新消費税法第三十八條第一項、第三十八條の二第一項及び第三十九條第一項の規定の適用について、附則第五條第七項の規定は事業者が経過措置規定の適用を受けた事業者から経過措置譲渡等に係る資産を譲り受け、若しくは借り受け、若しくは当該経過措置譲渡等に係る役務の提供を受けた場合又は経過措置特定課税仕入れを行った場合における三十一年新消費税法第三十條第一項、第三十二

附則第十四条第一項		附則第十四条第三項		附則第十四条第四項		省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	新消費税法	省略	省略	旧消費税法	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	元年新消費税法	省略	省略	元年旧消費税法	省略	省略	省略	省略	省略	省略

附則第五條第六項の規定は前項において読み替えて準用する同条第一

同上		同上			同上					
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	三十一年新消費税法	同上	同上	三十一年旧消費税法	同上	同上	同上	同上	同上

条第一項及び第三十六條第一項の規定の適用について、附則第五條第八項の規定は事業者が経過措置譲渡等（前項において読み替えて準用する同条第三項又は第四項本文の規定の適用を受けるものに限る。）を行つた場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
場合又は第二項の規定の適用を受けた特定課税仕入れを行った場合における三十一年新消費税法	同上	同上	百八分の六・三」と、三十一年新消費税法第三十八条の二第一項中「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

3 省 略

	これらの規定中「百八分の六・三」とあるのは、「百五分の四」
	元年新消費税法第三十条第一項及び第三十二条第一項第一号中「百十分の七・八」とあるのは「百八分の六・三」と、「百八分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、元年新消費税法第三十六条第一項中「百十分の七・八」とあるのは「百八分の六・三」

（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置）

第十六条の三 元年新消費税法第三十八条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行った特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

（消費税率の引上げに当たつての措置）

第十八条 消費税率の引上げに当たつては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から令和二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2 省 略

3 同 上

	同 上
	三十一年新消費税法第三十条第一項及び第三十二条第一項第一号中「百十分の七・八」とあるのは「百八分の六・三」と、「百分の七・八」とあるのは「百分の六・三」と、三十一年新消費税法第三十六条第一項中「百十分の七・八」とあるのは「百八分の六・三」

（特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の消費税額の控除に関する経過措置）

第十六条の三 三十一年新消費税法第三十八条の二第一項に規定する事業者が、平成二十七年十月一日から一部施行日の前日までの間に国内において行った特定課税仕入れにつき、一部施行日以後に同項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該特定課税仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

（消費税率の引上げに当たつての措置）

第十八条 消費税率の引上げに当たつては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2 同 上